

地域県土警察常任委員会資料

(令和 7 年 9 月 1 2 日)

〔 件 名 〕

- 第 2 次鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画（第 6 次男女共同参画計画）の策定について

【未来創造課】… 2 ページ

男女協働未来創造本部

第2次鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画（第6次男女共同参画計画）の策定について

令和7年9月12日

未来創造課

現行の第1次鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画（第5次男女共同参画計画）の計画期間が令和8年3月で満了することから、2次計画（第6次男女共同参画計画）の策定に向け、8/29に鳥取県男女共同参画審議会に諮問し、検討を開始しました。

1 2次計画骨子（案）の概要

（1）計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで

（2）計画の趣旨

- ・「男女共同参画社会基本法」及び「鳥取県男女共同参画推進条例」に基づく法定計画
- ・県政の様々な分野における計画との連携を図り、男女共同参画社会の実現に向けた施策を一体的に推進

（3）課題

- ・男性の育児・家事関連時間は増加傾向にあるものの、依然として女性より短く、育児休業等の取得率は低い状況にあり、男性の育児・家事促進に向けた仕事との両立の取組を進めていく必要がある。
- ・「社会通念」「職場」「地域」など様々な分野で「男性優遇」と感じている人は多く、固定的性別役割分担意識は根強く残っている。

（4）2次計画における取組の方向性

- ①誰もが仕事と生活を両立しやすい職場環境を実現するとともに、女性管理職登用の加速化に取り組み、企業における女性活躍を更に推進
- ②男女を問わず多様で柔軟な働き方、男性の育児休業取得の促進など、仕事と子育ての両立に向けた取組の推進
- ③若者・女性にも選ばれる地域を目指し、固定的性別役割分担意識に基づく社会通念・慣習等の解消に向けた取組の促進
- ④女性が少ない分野への進学や就職の促進、機会拡大に向けた取組を推進するとともに、科学技術等を活用した女性の健康課題に対応する施策の充実
- ⑤人権侵害である性暴力を始め、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない社会環境の整備
- ⑥家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境づくり
- ⑦男女共同参画の視点に立った計画や男女別の影響・ニーズに配慮した施策の推進による、多様性が尊重され、誰もが暮らしやすい地域社会の実現
- ⑧性別役割分担意識や思い込みに基づき、自らの行動変容を促し周囲に伝播・波及を図っていく県民運動を展開し、誰もが暮らしやすく働きやすい鳥取県へ

2 第1回鳥取県男女共同参画審議会の開催結果について

（1）開催日 令和7年8月29日（金）

（2）計画骨子（案）に対する主な意見等

- ・横文字・カタカナ語が多い。流行りのように使われている。耳ざわりはよいがカモフラージュされている感じで、具体的な内容がわかりにくい。
- ・横文字を日本語にすると、（横文字の）ニュアンスがきちんと伝わる表現にするのは難しいのではないかと。
- ・（意識を）変えていくためには、時間がかかっても教育が1番。次世代への教育や次世代の思いをどう吸い上げるか。次世代の意見も取り入れて、計画に反映できたらよい。
- ・卒業後の学校と社会との大きなギャップを埋めていく形になるよう、子どもたちだけではなく保護者や祖父母も巻き込んで、わかりやすい（県民）運動ができたらよい。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月	男女共同参画審議会・行政推進会議等で素案（案）の審議、決定
10月	パブリックコメント実施
12月	男女共同参画審議会から知事へ答申
令和8年1月	最終案決定
2月	2月定例県議会へ附議
3月	計画策定

第2次鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画（第6次男女共同参画計画）骨子（案）

改定の概要

鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画（以下、「第1次計画」という。）の計画期間（R3～R7）の満了に伴い、引き続き「共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県」を目指し、次期計画（第2次計画）を作成するもの。

これまでの取組の成果、課題、国の動きや社会情勢の変化等を踏まえた上で、本県の強みや特色を活かした鳥取県らしい男女共同参画の推進を目指し、取組を強化する。

1 第1次計画の進捗状況

第1次計画では、3つの基本テーマのもとに、6つの重点目標を設け、男女共同参画社会づくりを推進した。

＜成果＞・審議会等委員や県管理職に占める女性割合は全国トップレベルの水準を達成、維持。

（都道府県版ジェンダーギャップ指数行政分野4年連続1位）

・家族経営協定締結農家数は着実に増加。とっとり方式認知症予防プログラムも全市町村導入し、目標達成。

＜課題＞・目標は達成しているものの、依然として女性より男性の育児・家事関連時間は短く、育児休業等の取得率は低い状況にあり、男性の育児・家事促進に向けた仕事との両立の取組を進めていく必要がある。

・「社会通念」「職場」「地域」など様々な分野で「男性優遇」と感じている人は多く、固定的性別役割分担意識は根強く残っている。

（参考）数値目標の達成状況等

項目	策定時	現状	目標	備考
県審議会等における女性委員割合	43.0%(R1)	42.7%(R6)	40%以上(R7)	全国4位
県管理職(課長級以上)に占める女性割合	20.3%(R1)	25.3%(R6)	25%以上(R7)	全国1位
家族経営協定締結農家数	356組(R1)	431組(R6)	390組(R7)	
とっとり方式認知症予防プログラムの実施町村数	3町(R1)	19市町村(R6)	19市町村(R6)	
6歳未満の子どもを持つ世帯の 育児・家事関連時間	男性 76分/日(H28)	117分/日(R3)	100分/日(R7)	
	女性 414分/日(H28)	402分/日(R3)	—	
男性の育児休業取得率	民間企業 5.6%(H30)	37.6%(R6)	30%(R7)	女性79.8%(R6)
「社会通念・慣習・しきたり」などにおいて 男女の地位が平等であるとする割合	11.7%(R1)	15.0%(R6)	50%以上(R7)	

2 取り組むべき事項等

①誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会に向けた、人材登用・育成の強化

②全ての人にとって働きやすい環境づくりの基盤となる両立支援、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、ハラスメント対策及びリスクリングの促進

③地域における雇用の場の創出・起業支援・非正規雇用の処遇改善と正規転換・男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担意識の解消・慣行の見直しなど、地域における課題を踏まえた男女共同参画の推進

④科学技術分野への女性の参画・登用、様々な分野における性差による影響に配慮した施策の実施、性差の視点を踏まえたイノベーションの創出を推進し、AI等の科学技術の発展が男女共同参画に資するよう取り組む必要

⑤ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援を強化

⑥社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要

⑦あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要

⑧性別に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の気づきに向けた県民運動の展開

3 第2次計画における取組の方向性

①誰もが仕事と生活を両立しやすい職場環境を実現するとともに、女性管理職登用の加速化に取り組み、企業における女性活躍を更に推進

②男女を問わず多様で柔軟な働き方、男性の育児休業取得の促進など、仕事と子育ての両立に向けた取組の推進

③若者・女性にも選ばれる地域を目指し、固定的性別役割分担意識に基づく社会通念・慣習等の解消に向けた取組の促進

④女性が少ない分野への進学や就職の促進、機会拡大に向けた取組を推進するとともに、科学技術等を活用した女性の健康課題に対応する施策の充実

⑤人権侵害である性暴力を始め、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない社会環境の整備

⑥家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境づくり

⑦男女共同参画の視点に立った計画や男女別の影響・ニーズに配慮した施策の推進による、多様性が尊重され、誰もが暮らしやすい地域社会の実現

⑧性別役割分担意識や思い込みに気づき、自らの行動変容を促し周囲に伝播・波及を図っていく県民運動を展開し、地域や職場で弊害となっている因習の解消や慣行を見直し、誰もが暮らしやすく働きやすい鳥取県へ

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定趣旨

鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画（以下、「本計画」という。）は、「誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会」の実現を目指し、鳥取県男女共同参画推進条例に基づく「鳥取県男女共同参画計画」として、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

本計画では、これまでの取組の成果や課題、国の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、鳥取県の強みや特色を活かした鳥取らしい男女共同参画の推進を目指し、さらなる取組を推進します。

2 鳥取県が目指す姿

《共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県》

鳥取県が目指す男女共同参画社会は、

誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、

- ・性別にとらわれることなく、性の多様性を前提として、一人一人の人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

3 基本理念

平成12年に制定した「鳥取県男女共同参画推進条例」に基づく次の7つの基本理念を本計画の基本理念とします。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

4 計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法及び鳥取県男女共同参画推進条例に基づく行動計画
- ・国の「男女共同参画基本計画」や女性活躍推進法に基づく「鳥取県女性活躍推進計画」を踏まえた計画
- ・「輝く鳥取創造総合戦略」、「シン・子育て王国とっとり計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」、「鳥取県人権施策基本方針」など、県の関連計画と整合性を図った計画

5 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで

6 計画の推進体制

オール鳥取県として、市町村、事業者、民間団体など多様な主体と協働し、一体となって取組を進める体制を整備

7 計画の進行管理（PDCA）

施策の実施状況や数値目標の達成状況により、計画の進捗状況を点検、評価し、必要に応じて施策の見直しを行う。

第2章 鳥取県における男女共同参画の現状と課題

○働く意欲のある女性や、育児をしながら働く女性が多く、全国に比べ女性管理職の割合が高い。

〔女性の労働力率(15～64歳) 全国5位 (77.4%) (R2) 子育て世代の女性の労働力率(25～44歳) 全国4位 (87.6%) (R2) 管理的職業従事者の女性比率 全国2位 (23.3%) (R4)〕

○県審議会等委員や県管理職に占める女性の割合は全国上位。

〔県管理職に占める女性割合 全国1位 (25.3%) (R6) 県審議会等委員に占める女性割合 全国4位 (42.7%) (R6)〕

○男性の家事、育児等家庭の仕事への参画が十分とは言えない。

〔男性の家事育児時間（6歳未満の子を持つ世帯） 全国19位 (117分/日) (R3)〕

第3章 計画の内容

※赤字:主な追加・見直し点

※青字:8/29 審議会による修正点

3つの基本テーマと6つの重点目標を設け、男女共同参画の推進を図ります。

基本テーマA

多様な幸せ（well-being）に向けた環境づくり

ライフステージに応じて希望する働き方を選択できる社会の実現に向け、全ての人が互いに協力し、支え合い、仕事と生活のバランスをとり、充実した生活を送ることができる環境づくりを推進します。

重点目標	施策の基本的方向
1 働く場における女性の活躍推進	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ① ワーク・ライフ・バランスの理解・取組推進 ② ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実 ③ 男性の家事・育児や介護への参画促進 ⇒仕事と健康課題の両立の支援の追加 (2)一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり ① 企業における女性活躍の促進 ② 自治体における女性活躍の促進 ③ 女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援 ④ 雇用における機会の均等と公正な接遇の確保 ⇒女性デジタル人材育成の追加 ⇒カスタマー・ハラスメント対策の追加 (3)女性の起業支援の強化 (4)農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
2 地域・社会活動における女性の活躍推進	(1)議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 (2)地域活動における男女共同参画の推進 ⇒性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への気づきによる固定的な性別役割分担意識の解消の追加 (3)地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本テーマB

安全・安心に暮らせる社会づくり

人権が尊重され、誰もが生涯を通じて安全かつ安心して暮らすことができるよう、あらゆる暴力根絶に向けた取組、困難な状況に直面した人々への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組、性の多様性を前提とした社会システムの構築、健康増進の取組を推進します。

重点目標	施策の基本的方向
3 生涯を通じた健康支援	(1)生涯を通じた健康の保持増進⇒女性特有の健康課題を解決する技術(フェムテック)の推進の追加 (2)妊娠・出産等に関する支援 ⇒性や健康に関する正しい知識の習得(プレコンセプションケア)の推進の追加
4 誰もが安心して暮らせる環境整備	(1)防災・災害復興における男女共同参画の推進 (2)高齢者が暮らしやすい環境の整備 (3)障がい者が暮らしやすい環境の整備 (4)外国人が暮らしやすい環境の整備 (5)ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 ⇒困難な問題を抱える女性への支援の追加 (6)性の多様性を前提とした社会システムの構築
5 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	(1)暴力を許さない社会づくり ① 性暴力の防止及び被害者支援 ⇒女性を標的とした加害行為(フェミサイド等)対策の追加 ② 性犯罪・ストーカートの防止及び被害者支援 ③ DV防止及び被害者支援 ④ 児童虐待の防止及び被害者支援 (2)安心して相談できる体制づくり (3)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

基本テーマC

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

年齢・性別にかかわらず、誰もが、多様な生き方が選択でき、希望に応じて働き、互いに家庭を支えあうことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着のための取組を推進します。

重点目標	施策の基本的方向
6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	(1)男女共同参画の視点に立った計画や男女別の影響・ニーズに配慮した施策の推進 (2)子どもの頃からの男女共同参画の推進 ⇒女子中高生の理工系分野への進学や就職の促進、機会拡大に向けた取組の追加 (3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4)男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5)国際的視野に立った男女共同参画の推進